



青森県後期高齢者医療広域連合告示第 12 号

後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書の公示送達について

下記の書類は、送達を受けるべき者の住所及び居所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律第112条（昭和57年法律第80号）において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告する。

なお、下記の公告の書類は送達を受けるべき者の住所地の市町村長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年5月21日

青森県後期高齢者医療広域連合長 小野寺 晃彦



記

- 1 書類
後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書
- 2 書類の送達を受けるべき者の住所・氏名
別紙名簿のとおり

公示送達者名簿

No	書類の名称	年度	氏名	住所
1	後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書	令和3年度	上道 廣治	青森県十和田市東二番町2番10号南アパート東7号